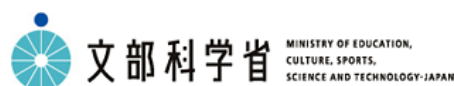


法科大学院改革の取組状況等について

1. 法科大学院改革の取組状況について



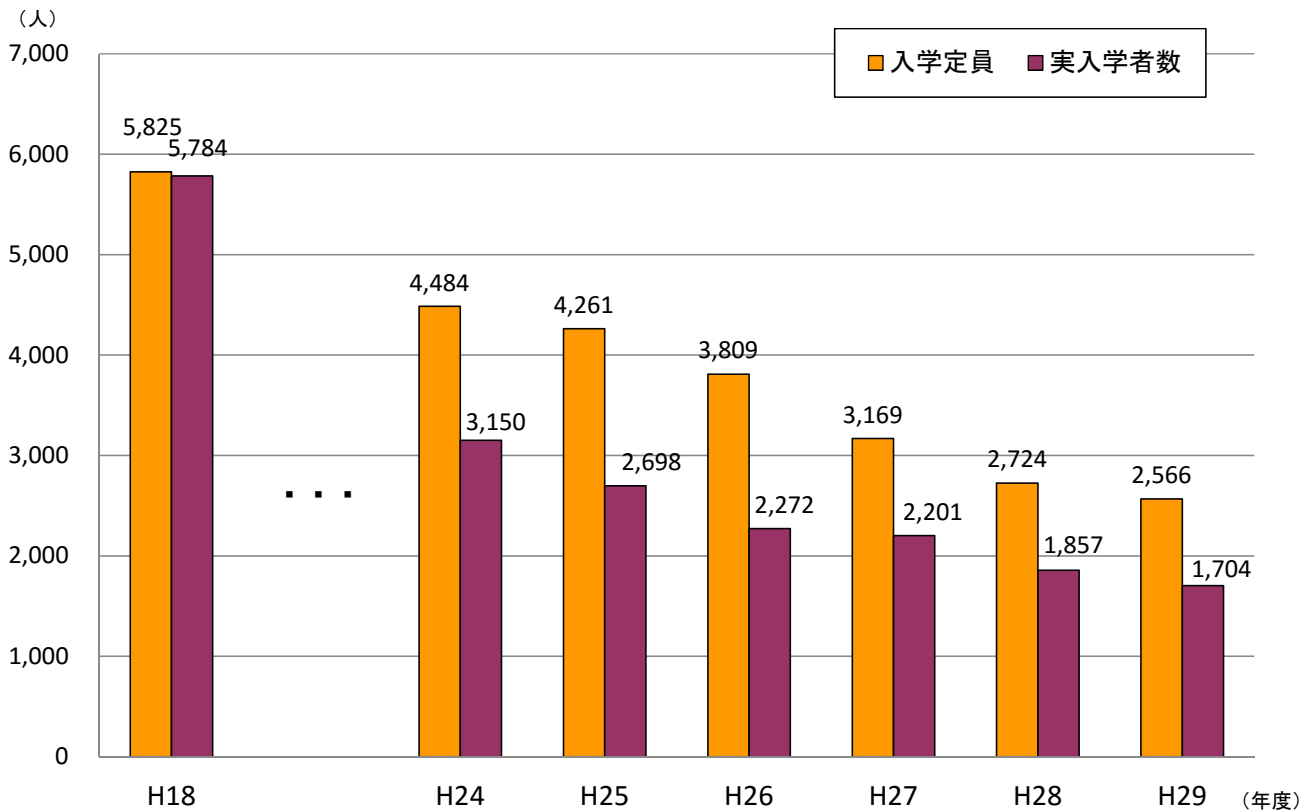
法科大学院における平成29年度の入学者選抜の状況

(平成29年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率 [*] (受験者数/合格者数)	入学者数	入学定員充足率 (入学者数/入学定員)
平成29年度	2,566人	8,159人	7,450人	3,698人	2.01	1,704人	0.66
〔平成28年度と平成29年度の比較〕	〔▲158人 (▲5.8%)〕	〔▲119人 (▲1.4%)〕	〔▲68人 (▲0.9%)〕	〔▲344人 (▲8.5%)〕	〔+0.15〕	〔▲153人 (▲8.2%)〕	〔▲0.02〕
平成28年度	2,724人	8,278人	7,518人	4,042人	1.86	1,857人	0.68
ピーク時	5,825人 (平成19年度)	72,800人 (平成16年度)	40,810人 (平成16年度)	10,006人 (平成18年度)	4.44 (平成16年度)	5,784人 (平成18年度)	1.03 (平成16年度)
〔ピーク時と平成29年度の比較〕	〔▲3,259人 (▲55.9%)〕	〔▲64,641人 (▲88.8%)〕	〔▲33,360人 (▲81.7%)〕	〔▲6,308人 (▲63.0%)〕	〔▲2.43〕	〔▲4,080人 (▲70.5%)〕	〔▲0.37〕

* 文部科学省では、「競争倍率2倍」を客観指標として、認証評価において利用を促す等の取組を行っている。今年度入学者選抜を行った法科大学院43校を個別にみると、**競争倍率2倍以上の法科大学院が25校から32校に増加、1.5倍未満の法科大学院が8校から3校に減少**しており、競争倍率が2倍を下回っていた法科大学院において引き続き改善がみられる。

法科大学院の入学定員及び入学者数の推移

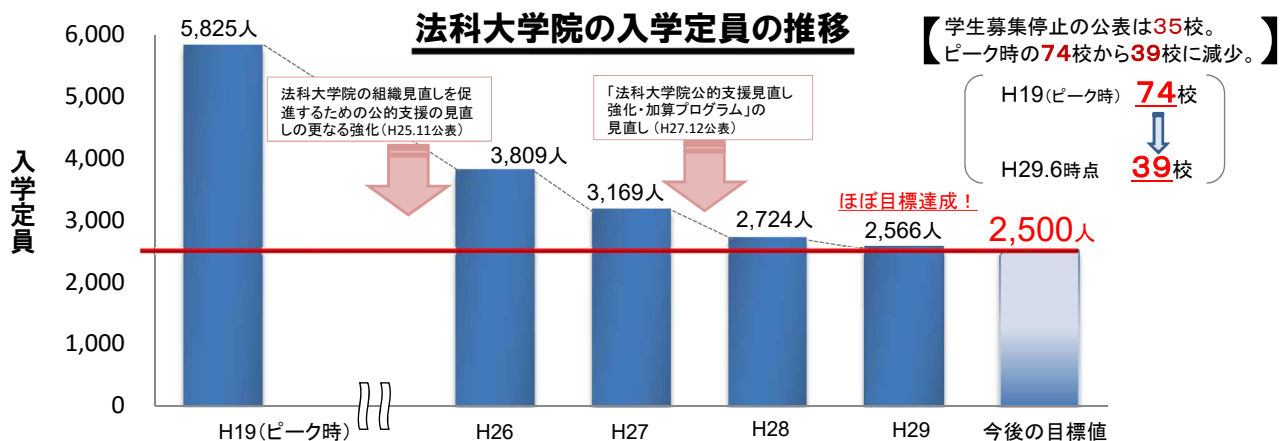


* 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）においては、司法試験合格者は、1,500人を下回らないこととされており、これを基に文部科学省において、目指すべき法科大学院の定員規模を2,500人程度と設定

法科大学院の入学定員の推移と当面の目指すべき規模

- これまで、公的支援の見直し強化策等を通じて法科大学院の自主的な組織見直しを促進してきた結果、平成29年度の入学定員は2,566人となり、法曹人口についての推進会議決定(※)を踏まえて設定した法科大学院の目指すべき定員規模(「当面2,500人程度」)を概ね達成。
- これを受け、今後は志願者数の確保がより重要な課題となることから、平成28年12月に、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の運用見直しを行った。

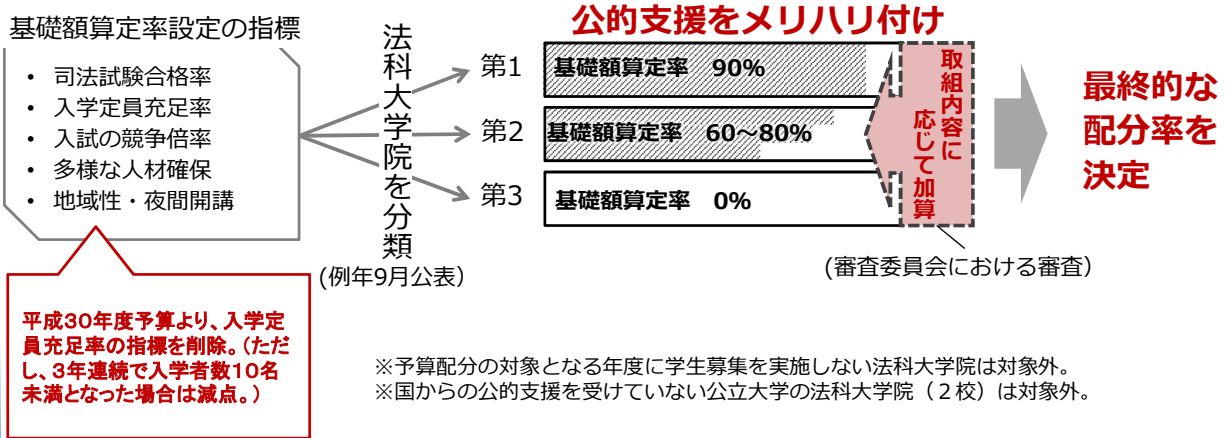
※【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第2 今後の法曹人口の在り方 より】
 当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。



法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 文部科学省では、平成27年度予算より、各法科大学院に対する公的支援(国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金)についてメリハリのある予算配分を実施。
※司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組の内容に応じて加算率を設定。
- これまで、定員充足率と競争倍率の両方を指標として設定することにより、組織見直しを強く促す形となっていたところ、平成30年度予算からは定員充足率の指標を削除することにより、競争倍率の向上につながる、志願者確保のための取組を促すこととしている。

公的支援の見直し強化・加算プログラム【H27予算から適用】



4

認証評価の厳格化

- 各法科大学院は学校教育法上の規定に基づき、認証評価を5年以内ごとに受審することとされている。
- 現在、法科大学院の認証評価は大学改革支援・学位授与機構、日弁連法務研究財団、大学基準協会の3機関において実施されており、各機関が文部科学省令に基づき大学評価基準を定めている。
- 平成27年3月、文部科学省令を改正し、入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率という客観的指標を評価基準として活用し、認証評価基準への適合・不適合の判定の厳格化を図ることとした。
- 平成28年1月までに上記3機関はそれぞれの認証評価基準を改正しており、平成28年度からの認証評価においては新基準のもと判定が行われることになっている。(平成32年度までに全法科大学院が新しい基準による評価を受審終了予定)

大学評価基準の改正例

- ◆ **司法試験合格率**：大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準の例(H27.6改正)
 - 【1-1教育の理念及び目標 1-1-2重点基準(教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。)解釈指針1-1-2-2】
 - 次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情等を勘案し、判断するものとする。
 - (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。
 - (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。
- ◆ **入学者選抜における競争倍率**：日弁連法務研究財団の大学評価基準の例(H27.12改正)【2-1入学者選抜 3.解説】
 - 入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回る場合、競争倍率(受験者数÷合格者数)が2倍を下回る場合などには、「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。
- ◆ **入学定員充足率**：大学基準協会の大学評価基準の例(H27.11改正)【4.学生の受け入れ 定員管理、留意事項(1)】
 - ・ 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ過度(10%以上)の超過、又は過度(50%以上)の不足となっていないこと。
 - ・ 入学者数が、10名未満となっていないこと。

文部科学省としては、各認証評価機関において、厳格化された新基準に基づき認証評価が公正かつ適確に実施されることを確保するべく、各機関における新基準の運用状況を注視していく。

5

法科大学院教育状況調査

- 文部科学省では、**入学者選抜における競争倍率**(目安:2倍)、**入学定員充足率**(目安:50%)／**入学者数**(目安:10名)、**司法試験合格率**(目安:全国平均の半分)という**客観的指標**を示し、認証評価での活用を促している。
- これらの**客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等を調査**した。
- 実施に際しては、中央教育審議会 法科大学院特別委員会の協力のもと、文部科学省において行った。

調査手順の概要

- ① 客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して**書面調査**を実施(平成28年8月～9月)
- ② 書面調査結果と司法試験結果を踏まえ、更なる調査が必要と認められる法科大学院に対して**ヒアリング調査**を実施(平成28年10月)
- ③ ヒアリング調査結果を踏まえ、更なる調査・助言が必要と認められる法科大学院に対して**実地調査**を実施(平成28年12月)

調査結果の概要

◆ 多くの法科大学院が改善に向けた取組に着手している

多くの法科大学院において、客観的指標に関する課題についての原因分析及び自己評価が行われており、それに基づき、改善に向けた取組に着手していることが確認できた。原因分析及び自己評価が十分に行われていない法科大学院に対しては改善に向けた助言を行った。

◆ 組織的に改善に向けて取り組むことが必要

改善に向けた取組が組織全体としての取組になっていない法科大学院も確認された。そのような法科大学院においては、取組を効果的に行うため、個々の教員の取組にとどまらず、法科大学院長等の責任者の主導の下に、法科大学院全体として組織的に改善に取り組むことが必要。

6

共通到達度確認試験(仮称)

- 共通到達度確認試験(仮称)は、各法科大学院が共通して**客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験**。
- 現在、平成30年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学(平成28年度から神戸大学を追加))を中心に試行が進められており、平成29年3月に3回目の試行試験を実施。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第1回試行のポイント

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題
- ◆ **57校の484名**の学生が受験(対象811名)
- ◆ 最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表

※すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準(ミニマム・スタンダード)を示すものとして、2010年に策定された。

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、**2年次学生(未修者・既修者)も対象**)
- ◆ 各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施
- ◆ **60校の1,153名**の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ **受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集**

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

第3回試行のポイント(第2回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の**4科目を追加**(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ **1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせる実施**(科目:憲法・民法・刑法)
- ◆ 学年別問題を使用することで学修の成果をより効果的に把握することが可能かどうかを検証

【第4回試行(H29年度)】

- ◆ 実施時期・実施科目・対象年次について、第3回試行試験の結果を踏まえ、今後検討を行う

平成30年度を目途とした本格実施に向け、以降も検討・試行を重ねる。

7

統一適性試験の在り方

- 統一適性試験は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、全志願者について、法律学についての学識ではなく、**法科大学院における履修の前提として要求される資質を試す試験**。
- 入学者選抜を取り巻く状況の大きな変化を受け、中教審法科大学院特別委員会において、**平成31年度入試から利用を任意化**することを提言。
- 文部科学省において、**平成31年度以降の未修者選抜等のガイドラインを策定**。

法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン【概要】(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

<趣旨>

- ◆ 統一適性試験の任意化後においても、「公平性、開放性、多様性」といった理念を堅持しつつ、各法科大学院の創意工夫によって受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための指針

<具体的内容>

◆ 様々な方法の組合せによる入試

- ・①小論文・筆記試験、②対面による審査、③書面による審査、④統一適性試験に類似した試験を**適切に組み合わせた入試**を実施
- ・①小論文・筆記試験と③書面による審査は**原則必須**

◆ 客観性の確保

- ・各選抜方法により、**どのような能力を判定するのか公表**
- ・**配点や採点基準を明確に定め**、出題趣旨も含めて可能な範囲で公表
- ・出題趣旨や採点基準、配点を公表しない場合は外部有識者から意見聴取
- ・試験前後の内部チェック体制構築

◆ 既修者選抜

- ・少なくとも憲法、民法、刑法については、論点の暗記のみによっては対応できない記述式試験を実施
- ・法律科目試験については出題趣旨を公表
- ・その他未修者選抜に準じた客観性の確保

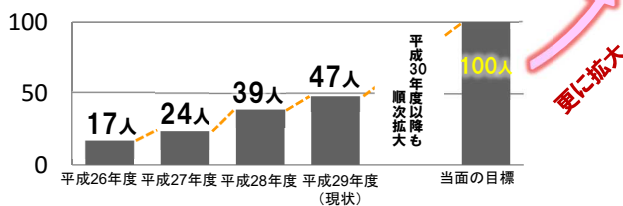
8

早期卒業・飛び入学制度を活用した時間的負担の軽減

- 法科大学院では、学部での早期卒業(※1)による入学や、法科大学院への飛び入学(※2)を受け入れており、これが法学既修者コース(修業年限2年)と組み合わせる場合には、**5年間(3年+2年)で司法試験受験資格を得ることができる**。
- 文部科学省としては、各法科大学院における早期卒業・飛び入学制度の活用を促すため、「**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**」において、**同制度を活用した取組には公的支援の加算を行うこと**としている。

※1 在学3年間で卒業 ※2 学部3年次終了時点で大学院に入学、学部は中退扱い

早期卒業・飛び入学制度を活用した既修者コースへの入学者数



【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2. 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減】
文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在籍した後には法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

各法科大学院における取組事例 ※平成29年度審査で加算対象となった早期卒業・飛び入学に関する取組(計9取組)

北海道 東北	学部からの一貫教育を目指した「先導的な教育システムの構築」 他大学も含めた学部との連携による法曹志願者拡大プログラム 〔法学部に法曹養成コースを設置し、早期卒業・飛び入学の活用により5年一貫教育を実施。〕
名古屋	学部連携5年一貫法曹養成プログラム 〔学部と連携した進学説明会開催、特別授業開講とともに、専用自習室、法律情報データベース等が利用可能な学習環境を整備し、飛び入学等を利用した5年一貫教育を提供する。〕
京都	「3年次飛び入学」の活用及び学部との連携強化による法曹養成プロセスの構築 〔法学系学部3年次に在学する優秀な学生に、早期に法科大学院に入学する道を開き、法科大学院を経て法曹の道に進むことを志せるようにするため、法学既修者枠への出願資格を認める「3年次飛び入学」を実施〕
大阪	コンタクトチャートシステムを活用した質の保障を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組
神戸	飛び入学等を活用した学部教育との連携のネクストステージ 〔3年次飛び入学制度、学部のカリキュラム改革等により、学部・LS連携を強化し、既修者については、学部3年+LS2年モデルにより、学生の時間的・経済的負担を軽減する。〕
創価 同志社	法学部教育と連携した法曹養成プログラム 法学部との連携に基づく一貫教育プログラム 〔法学部との連携による学部段階での学修支援の充実や優秀者に対する早期卒業制度の活用などにより、一貫した教育プログラムを構築〕
関西学院	早期卒業支援を軸とした法学部教育との連携プログラム

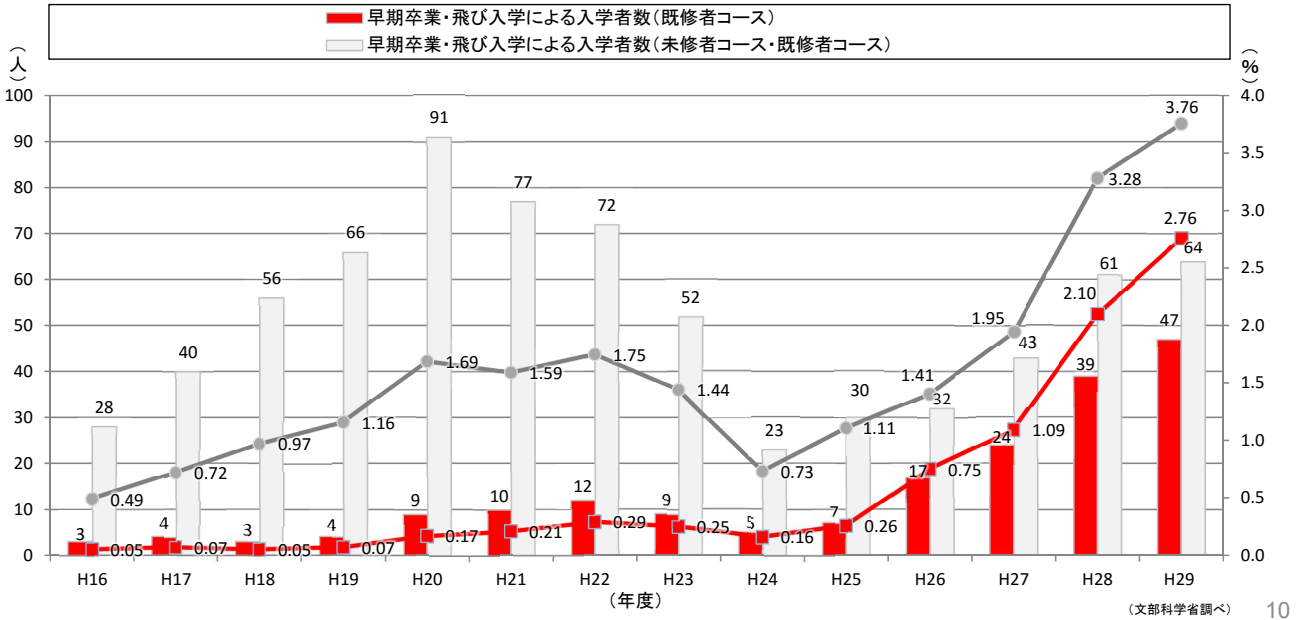
今後 早期修了コースを確立させ、将来的には更なる拡大を目指す。

9

早期卒業・飛び入学制度を活用した入学者数

- 早期卒業・飛び入学制度を利用した既修者コースへの入学者数は平成24年度以降一貫して増加しており、平成29年度には48名が早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースへ入学している。

	早期卒業・飛び入学による入学者数 (当該年度の入学者数全体に占める割合)													
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
既修者(人)	3 (0.05%)	4 (0.07%)	3 (0.05%)	4 (0.07%)	9 (0.17%)	10 (0.21%)	12 (0.29%)	9 (0.25%)	5 (0.16%)	7 (0.26%)	17 (0.75%)	24 (1.09%)	39 (2.10%)	47 (2.76%)
合計(人) ※ 未修者・既修者	28 (0.49%)	40 (0.72%)	56 (0.97%)	66 (1.16%)	91 (1.69%)	77 (1.59%)	72 (1.75%)	52 (1.44%)	23 (0.73%)	30 (1.11%)	32 (1.41%)	43 (1.95%)	61 (3.28%)	64 (3.76%)



早期卒業・飛び入学制度の状況②

- 早期卒業・飛び入学制度を活用して入学した学生の司法試験合格率(※)は、63.3%であり、法科大学院修了者全体の司法試験合格率よりも高くなっている。
- 早期卒業・飛び入学制度を活用して入学した学生の法科大学院修了後1年目の司法試験合格率(※)は、44.2%であり、法科大学院修了者全体の修了後1年目の司法試験合格率よりも高くなっている。

※平成17～27年度修了者の司法試験合格率

司法試験合格状況について

	平成17～27年度修了者の司法試験合格状況			うち飛び入学・早期卒業による入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
未修者	20,998 (51.3%)	6,907 (35.0%)	32.9%	426 (1.0%)	265 (1.3%)	62.2%
既修者	19,962 (48.7%)	12,830 (65.0%)	64.3%	78 (0.2%)	54 (0.3%)	69.2%
計	40,960 (100%)	19,737 (100%)	48.2%	504 (1.2%)	319 (1.6%)	63.3%

(参考:法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況について)

	平成17～27年度修了者における法科大学院修了後1年目の司法試験合格状況			うち飛び入学・早期卒業による入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
未修者	20,998 (51.3%)	3,493 (28.8%)	16.6%	426 (1.0%)	181 (1.5%)	42.5%
既修者	19,962 (48.7%)	8,632 (71.2%)	43.2%	78 (0.2%)	42 (0.3%)	53.8%
計	40,960 (100%)	12,125 (100%)	29.6%	504 (1.2%)	223 (1.8%)	44.2%

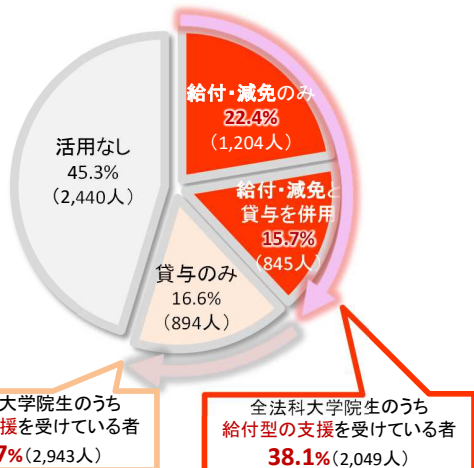
経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約109.5万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の約6割は**各大学独自の制度**によるものとなっている。
- **約4割**の法科大学院生が各大学が独自に設けている**給付型の支援**(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、**有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円**となっている。

※1 平成29年度入学者選抜を行っている大学の実績を基に試算

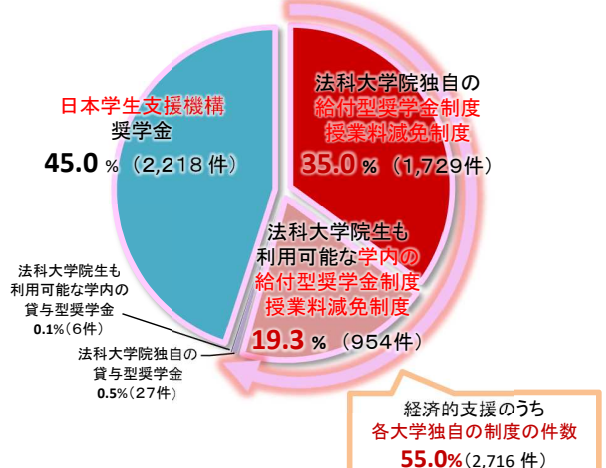
※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における奨学金等の活用割合(平成28年度)



法科大学院生：5,383人(平成28年度在籍者総数)

法科大学院生が活用している経済的支援の内訳(平成28年度)



総利用件数：4,934件

※複数の経済的支援を受けている学生が含まれる

※ 文部科学省調査

12

各大学における経済的支援について

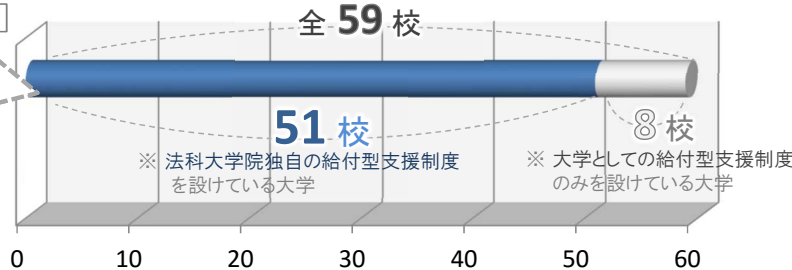
- **大半(86%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(59校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※ 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院独自の経済的支援制度(51校/59校中)

— うち給付型奨学金を設けている(i)	41校(約69%)
— うち減免制度を設けている(ii)	21校(約36%)
— うち貸与型(無利子)制度を設けている	8校(約14%)
— うち貸与型(有利子)制度を設けている	2校(約3%)

※ 複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は51校とはならない。



(i) 法科大学院独自の給付型奨学金(41校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**16校が100万円以上(年間授業料相当額)を給付**する制度を設けている。

100万円以上	16校
50万円以上100万円未満	30校
30万円以上 50万円未満	25校
10万円以上 30万円未満	9校
10万円未満 (年額)	2校

※ 複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は41校とはならない。

(ii) 法科大学院独自の減免制度(21校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**20校が授業料全額を減免**する制度を設けている。

入学金	6校
授業料全額	20校
授業料半額(半期分含む)	8校
授業料半額以下	3校
その他(施設費のみ等)	8校

※ 複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は21校とはならない。

(文部科学省調査) 13

日本学生支援機構による奨学金

	無利子奨学金	有利子奨学金
学力基準 (大学の推薦による)	成績が特に優れた学生	学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生
家計基準 配偶者の収入を含む本人の収入金額合計(※1)	299万円以下 (389万円以下※2)	536万円以下
平均貸与額 (年間)	96万円 月額5・8.8万円から選択	159万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 (19・22万円は法科大学院生のみ)
返還期間	最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予	
貸与人員	無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与: 500人 無利子奨学金のみ貸与: 1,377人 有利子奨学金のみ貸与: 186人	
その他	【成績優秀者の返還免除制度】 ・貸与終了者のうち 3割が対象 ・法科大学院生で免除対象となった者: 368人 (平成27年度)	【入学時特別増額貸与奨学金】 入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択)

(平成27年度実績)

※1「本人の収入」… 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

貸与基準を満たす希望者全員に貸与

※2 特別な事情がある等により認められる場合

14

法科大学院教育におけるICTの活用について

○地方在住者や、働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及の促進に向けた取組を実施。

①平成27年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(中央大学に委託して実施)

<調査概要>

- ◆ 遠隔授業システムを用いた地方の法科大学院への授業配信(サテライト形式)や、タブレット端末を利用した受講や、オンデマンド形式を組み込んだ授業を実施。
- ◆ 授業配信によるサテライト形式の授業及びオンデマンド形式による授業は概ね好評価であった。
- ◆ 大規模かつ双方向・多方向型の授業及び小規模かつゼミ形式の授業では概ね好評価であった。
- ◆ ICTを活用した授業の水準向上のため、以下のような課題が指摘された。
 - ー 授業内容を事前提示するなどの授業運営の工夫や、質問等をweb上で可能とするなど、学修環境の整備が必要。
 - ー 教育水準維持のための設備面・技術面のコスト確保や、授業を担当する教員のスキル向上が必要。

②平成28年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議

- ◆ 法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹を取得するための途の確保や、地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上、実務家等のキャリアアップの機会の確保を目的に、法科大学院教育におけるメディア授業の本格的な普及を促進することについて検討。
- ◆ 主な検討結果
 - ー 専門職大学院設置基準第8条2項に規定される「教育効果要件*」など関係法令への適合性判断に関する一定の指針を示すことにより、解釈を明確化
 - * 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている
 - ー 最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

③各法科大学院の取組事例 ※平成29年度公的支援見直し・加算プログラムで加算対象となった取組

<特に優れた取組>

- ◆筑波大学 教育アクセスの実効性を一層高めるため、地方を結ぶ「サテライト方式」、出張先等の社会人学生を結ぶ「モバイル方式」による同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業を実施

<優れた取組> ◆中央大学 ◆甲南大学

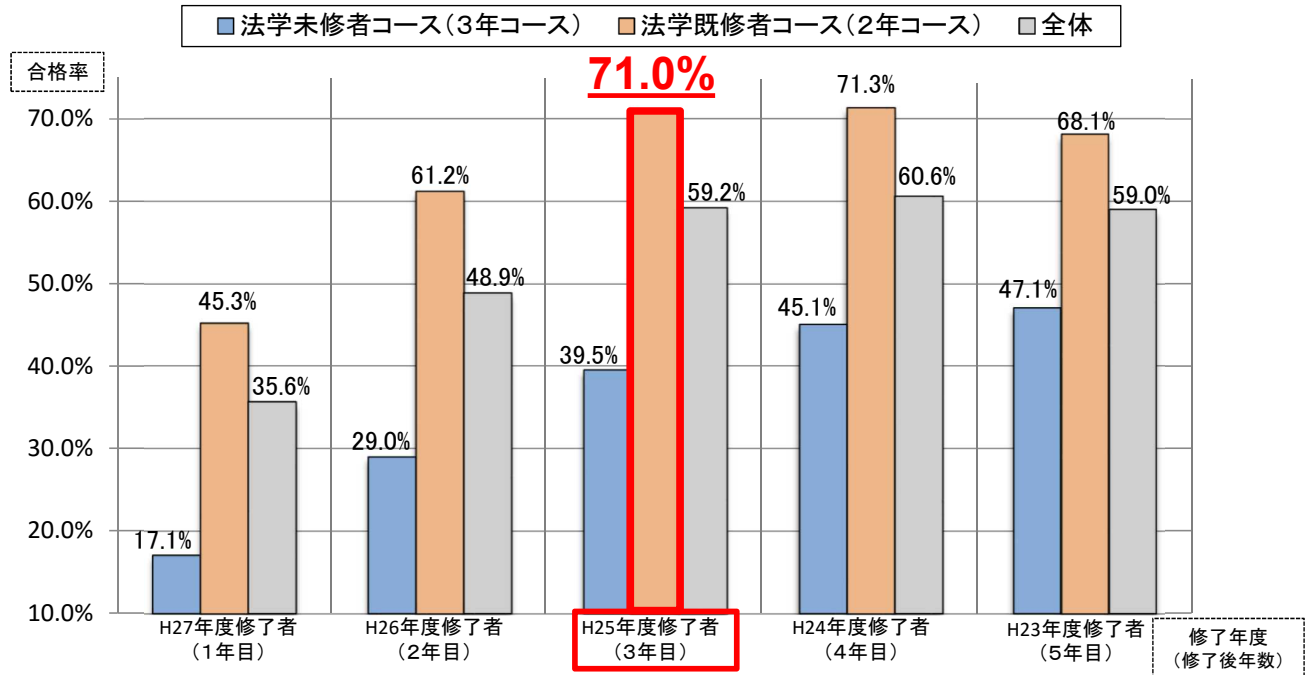
平成30年度を目途に法科大学院教育におけるICT活用の本格的な普及の促進を目指す。

15

直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修コース修了者 ■ は修了後3年目で累積合格率 **7割超**

法学未修コース修了者 ■ は修了後5年目で累積合格率 **約5割**



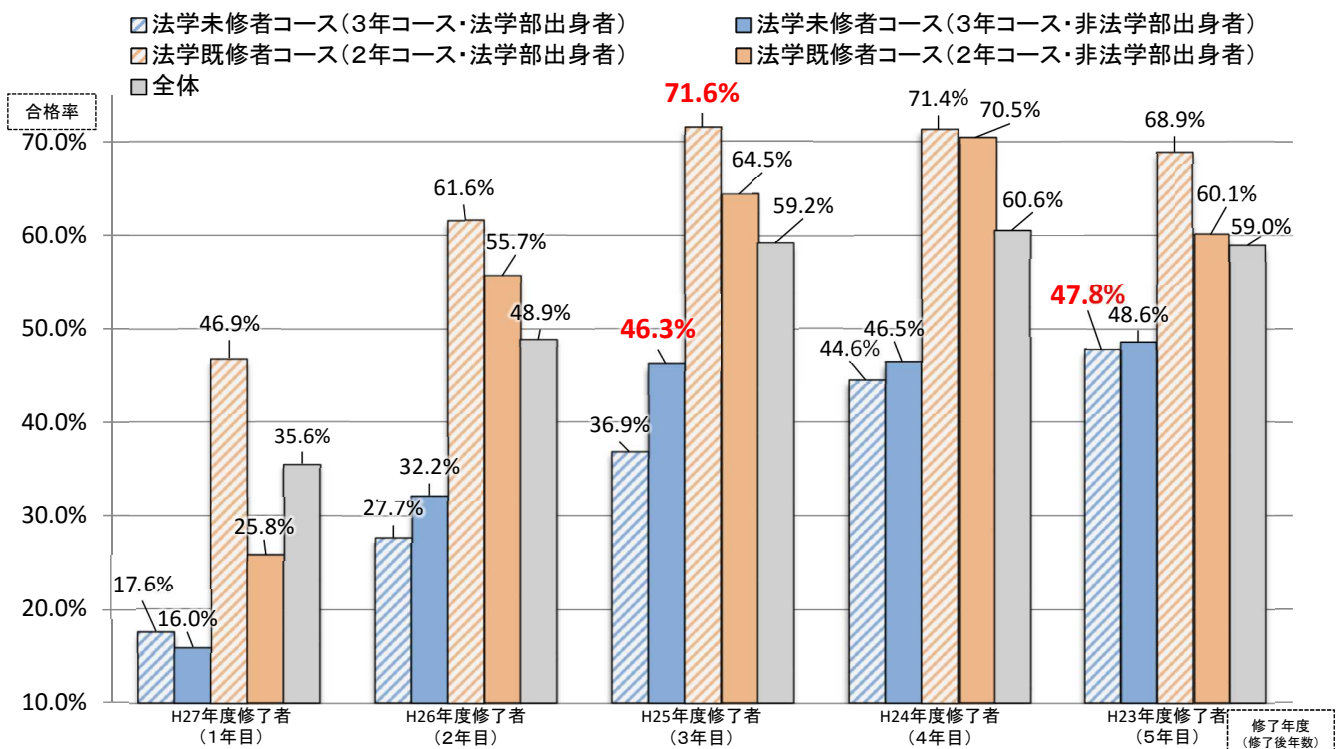
※ 募集停止・廃止校を除く39校を対象として、平成28年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成29年6月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

直近の修了年度別司法試験累積合格率(法学・非法学部別)

法学既修コース修了者 (うち法学部出身者 ■) は修了後3年目で累積合格率 **7割超**

法学未修コース修了者 (法学部 ■、非法学部出身者 ■) は修了後5年目で累積合格率 **約5割**

法学未修コース修了者 (うち非法学部出身者 ■) は修了後3年目で累積合格率 **約4.5割**

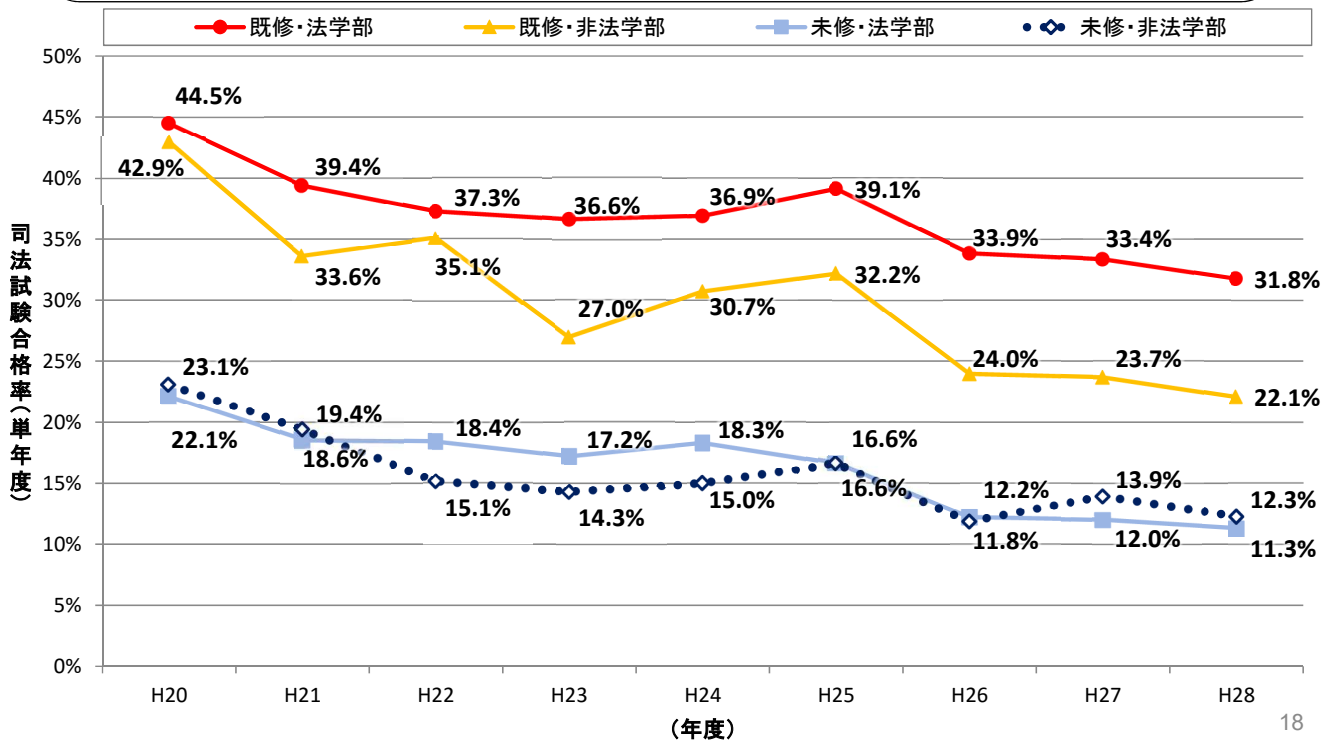


※ 募集停止・廃止校を除く39校を対象として、平成28年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成29年6月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

既修・未修、法学部・非法学部別 司法試験合格率の推移

- ・ 法学既修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も高い。
- ・ 近年、法学未修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も低い。

※ 平成28年司法試験受験者(法科大学院修了資格)に占める割合
 法学既修コース修了 法学部 42.3% 法学未修コース修了 法学部 36.2%
 非法学部 5.2% 非法学部 16.2%



独立研究科・非独立研究科別法科大学院一覧

【非独立研究科】

設置者種別	大学名	研究科名	専攻名	定員	備考
国立	北海道大学	法学研究科	法律実務専攻	50名	
国立	東北大学	法学研究科	総合法制専攻	50名	
国立	東京大学	法学政治学研究所	法曹養成専攻	230名	
国立	一橋大学	法学研究科	法務専攻	85名	
国立	名古屋大学	法学研究科	実務法曹養成専攻	50名	
国立	京都大学	法学研究科	法曹養成専攻	160名	
国立	神戸大学	法学研究科	実務法律専攻	80名	
国立	九州大学	法務学府	実務法学専攻	45名	
公立	大阪市立大学	法学研究科	法曹養成専攻	30名	
私立	上智大学	法学研究科	法曹養成専攻	40名	

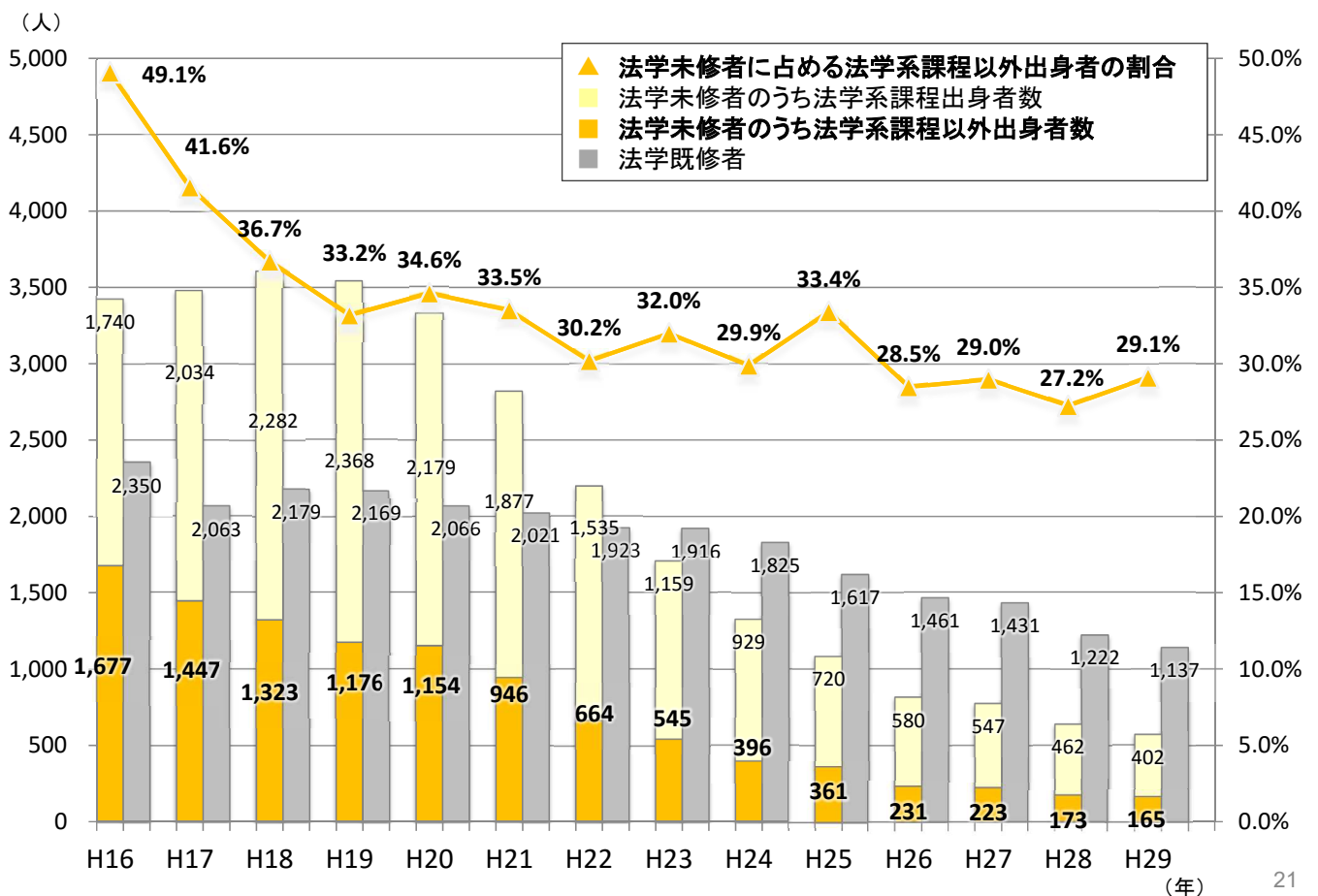
【独立研究科】

設置者種別	大学名	研究科名	専攻名	定員	備考
国立	筑波大学	ビジネス科学研究科	法曹専攻	36名	
国立	千葉大学	専門法務研究科	法務専攻	40名	
国立	横浜国立大学○	国際社会科学府	法曹実務専攻	25名	
国立	新潟大学	実務法学研究科	実務法学専攻	-	廃止
国立	金沢大学	法務研究科	法務専攻	15名	
国立	信州大学	法曹法務研究科	法曹法務専攻	-	廃止
国立	静岡大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
国立	大阪大学	高等司法研究科	法務専攻	80名	
国立	鳥取大学	法務研究科	法曹養成専攻	-	学生募集停止
国立	岡山大学	法務研究科	法務専攻	24名	
国立	白鳥大学	法務研究科	法務専攻	20名	
国立	香川大学・愛媛大学	総合法務研究科	法務専攻	-	廃止
国立	熊本大学	法曹養成研究科	法曹養成専攻	-	学生募集停止
国立	鹿児島大学	司法政策研究科	法曹実務専攻	-	廃止
国立	琉球大学	法務研究科	法務専攻	16名	
公立	首都大学東京○	社会科学研究所	法曹養成専攻	52名	
私立	北海学園大学	法務研究科	法務専攻	18名	学生募集停止
私立	東北学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	白鳥大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	大宮法科大学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	獨協大学	法務研究科	法曹実務専攻	-	廃止
私立	駿河台大学	法務研究科	法曹実務専攻	-	廃止
私立	青山学院大学	法務研究科	法務専攻	18名	学生募集停止
私立	学習院大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	慶應義塾大学	法務研究科	法務専攻	220名	
私立	同志学院大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	駒澤大学	法曹養成研究科	法曹養成専攻	36名	
私立	成蹊大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	尊修大学	法務研究科	法務専攻	28名	
私立	創価大学	法務研究科	法務専攻	28名	
私立	大東文化大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	東海大学	実務法学研究科	実務法律専攻	-	廃止
私立	東洋大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	中央大学	法務研究科	法務専攻	240名	
私立	日本大学	法務研究科	法務専攻	60名	
私立	法政大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	明治大学	法務研究科	法務専攻	120名	
私立	明治学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	立教大学	法務研究科	法務専攻	40名	学生募集停止
私立	早稲田大学	法務研究科	法務専攻	200名	
私立	祐成大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	関東学院大学	法務研究科	実務法学専攻	-	学生募集停止
私立	桐蔭横浜大学	法務研究科	法務専攻	30名	学生募集停止
私立	山梨学院大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	愛知大学	法務研究科	法務専攻	20名	
私立	愛知学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	中央大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	南山大学	法務研究科	法務専攻	20名	
私立	名城大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	京都産業大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	同志社大学	司法研究科	法務専攻	70名	
私立	立命館大学	法務研究科	法曹養成専攻	70名	
私立	龍谷大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	大阪学院大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	関西大学	法務研究科	法曹養成専攻	40名	
私立	近畿大学	法務研究科	法務専攻	30名	
私立	関西学院大学	司法研究科	法務専攻	30名	
私立	甲南大学	法学研究科	法務専攻	20名	
私立	神戸学院大学	実務法学研究科	実務法学専攻	-	廃止
私立	姫路獨協大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	広島修道大学	法務研究科	法務専攻	-	廃止
私立	久留米大学	法務研究科	法務専攻	-	学生募集停止
私立	西南学院大学	法務研究科	法曹養成専攻	20名	
私立	福岡大学	法曹実務研究科	法務専攻	20名	

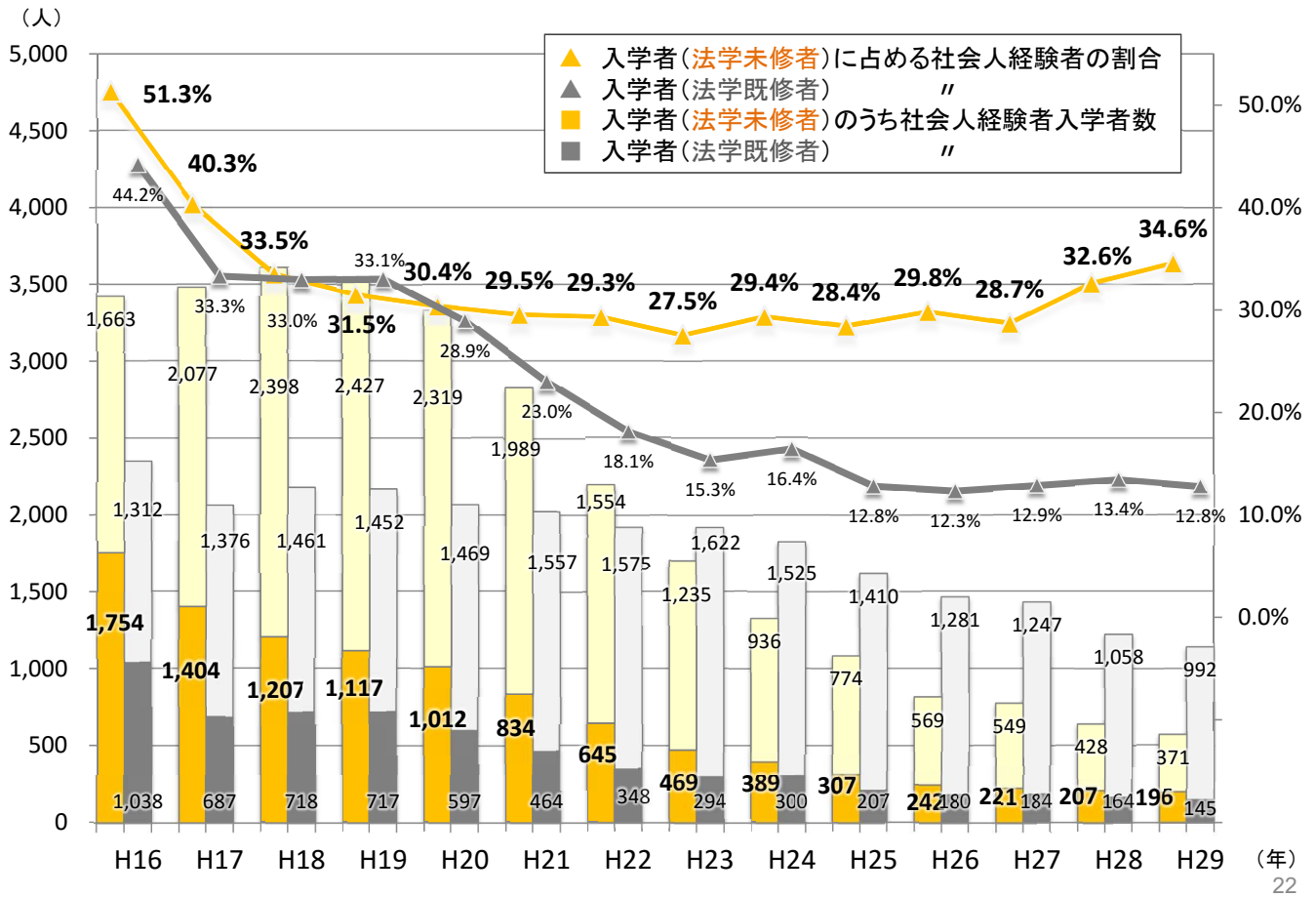
※ (○)は研究大学院と同一の研究科
 ※ 学生募集停止・廃止校を含む74校を対象
 ※ 定員は平成29年度入学者選抜の数値を記載

2. 法学未修者について

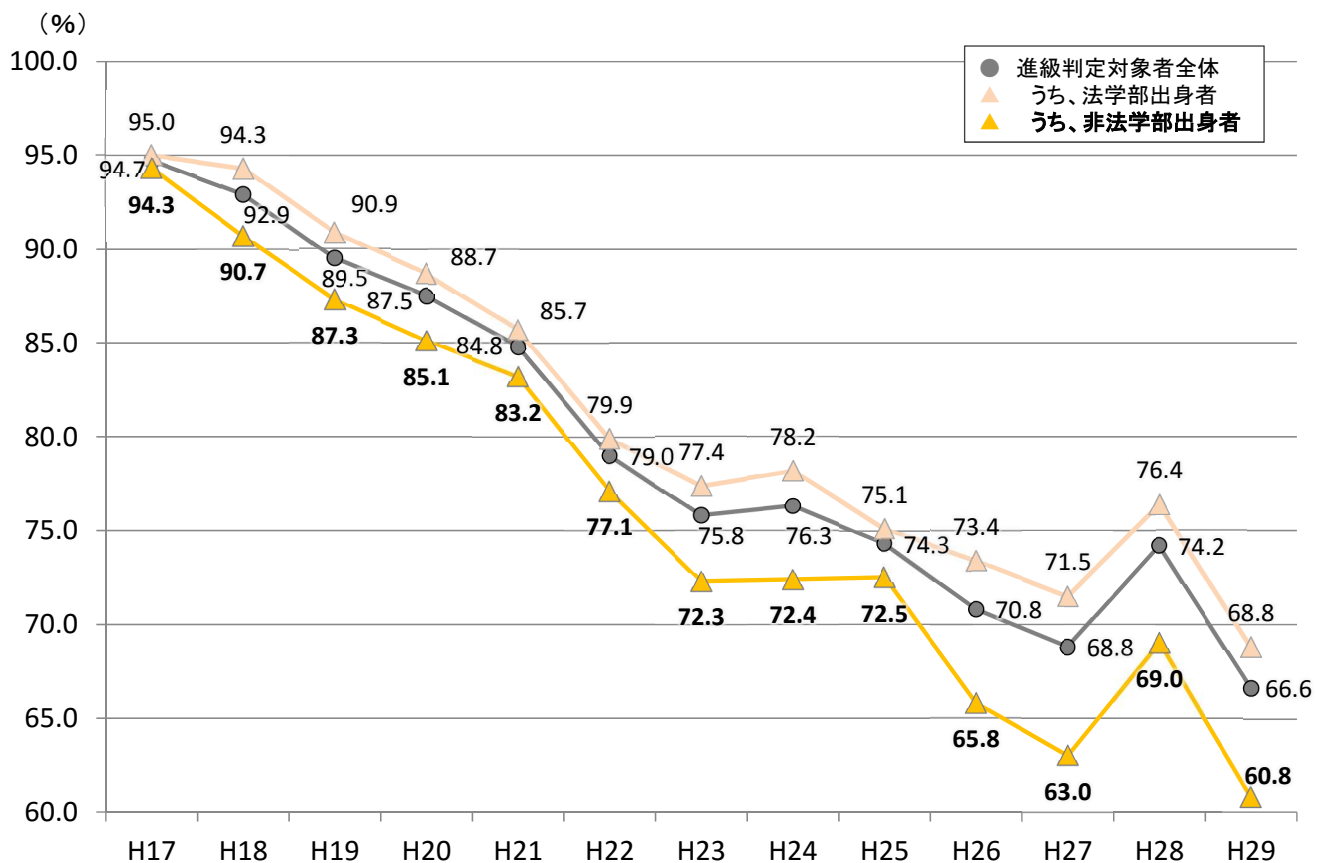
入学者数の推移(法学系課程関係)



入学者数の推移(社会人経験者関係)

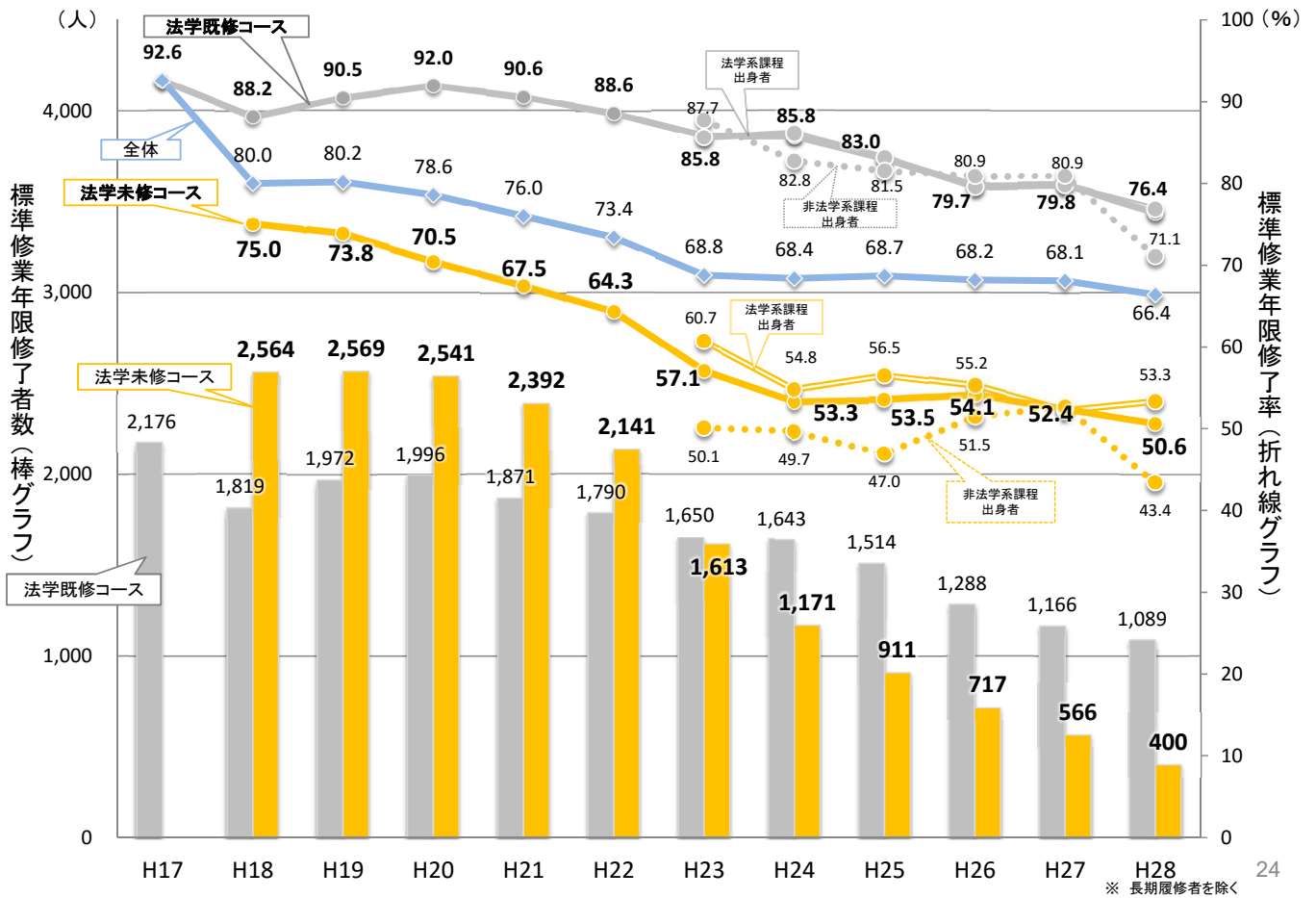


進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



※ 長期履修者を除く

標準修業年限修了者数・修了率の推移

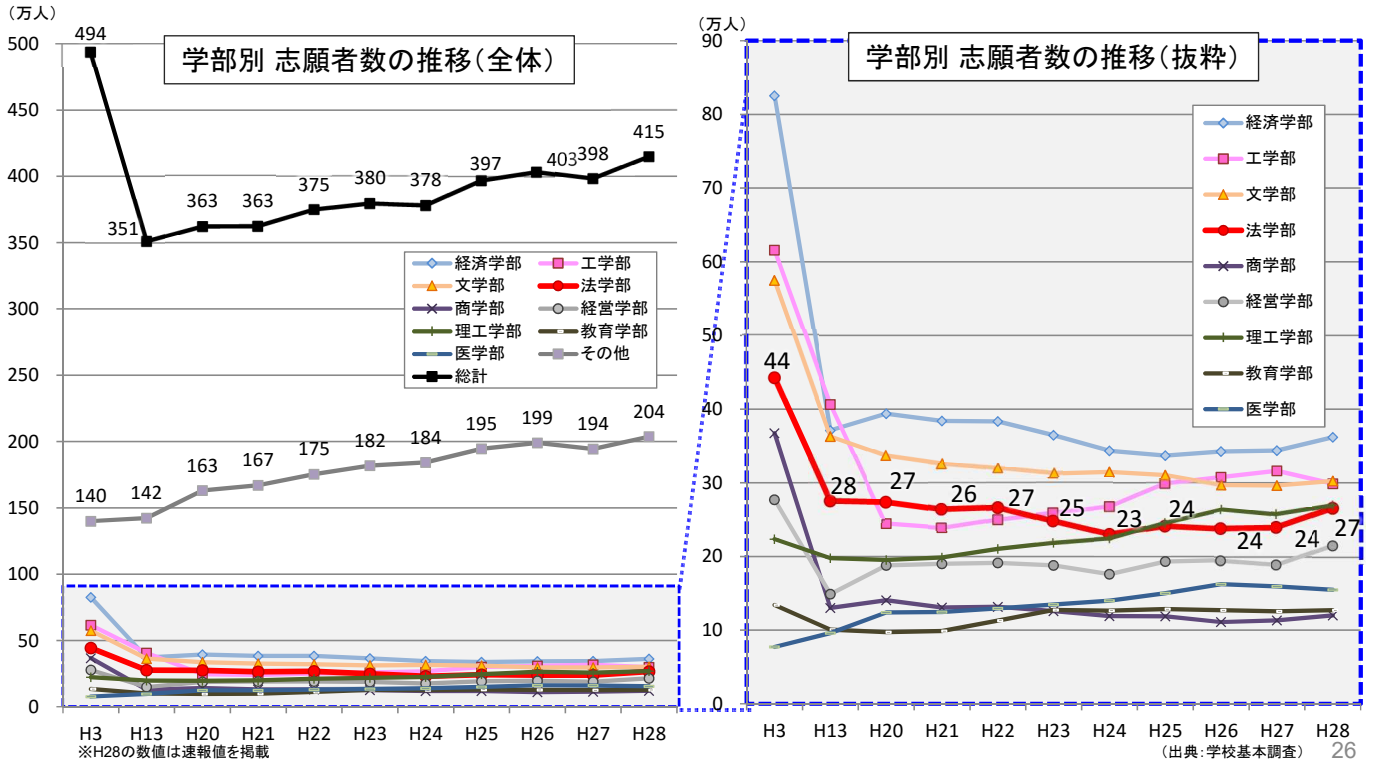


3. 法学部について

法学部を含む学部別志願者の推移

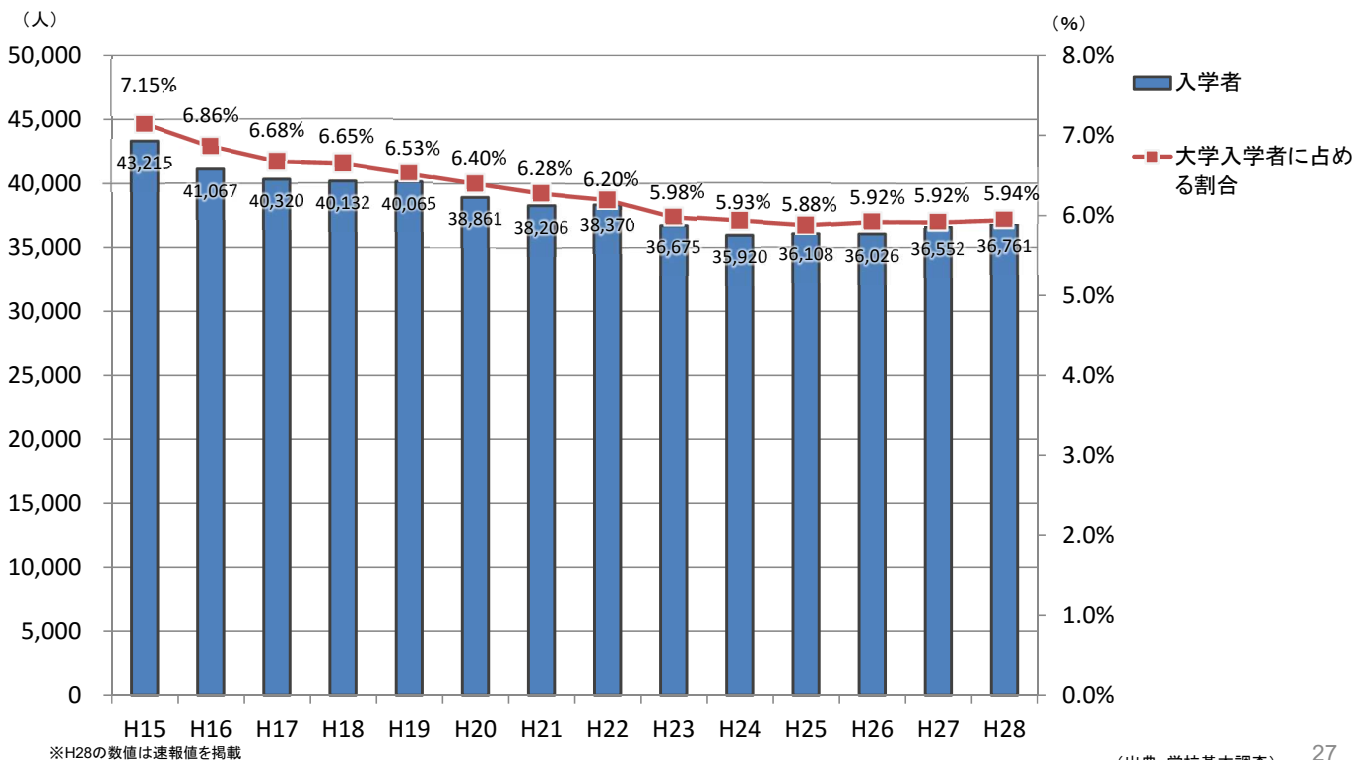
- 大学全体の志願者数は、大学進学率の上昇等により現在は増加傾向。
- 法学部をはじめとする主な学部(志願者数10万人以上)の志願者は全体として横ばい傾向。
- 一方、上記の主な学部以外に新たに設置された学部が増加し、その志願者は増加傾向。

※新設された学部の例： 異文化コミュニケーション学部、グローバル教養学部、現代マネジメント学部 等



法学部への入学者の推移

法学部への入学者数、大学入学者に占める割合は平成23年度頃から横ばい。近年は微増。



法学系課程への学士編入学の状況

- 平成28年度の学士編入学者(学士の学位を取得した後、学部2年次以上に編入学した者)の割合は、各学年ともに0.1%以下と低い水準。
- 学士編入学者は、平成22年度以降、減少傾向。

○平成28年度の法学系課程在学者のうち、
学士編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

年次	在学者数	学士編入学者 (在学者数の内数)	学士編入学者の割合
2年	37,720人	2人	0.005%
3年	36,502人	34人	0.09%
4年	40,807人	36人	0.09%
合計	115,029人	72人	0.06%

○学士編入学により入学した者の卒業生数とその進路
(平成21年度～平成27年度)

卒業年度	進学 (法科大学院)	進学 (法科大学院 以外)	就職	その他・不明	合計
平成21年度	4人	4人	19人	25人	52人
平成22年度	5人	3人	17人	36人	61人
平成23年度	1人	2人	12人	28人	43人
平成24年度	4人	1人	18人	25人	48人
平成25年度	1人	5人	20人	17人	43人
平成26年度	1人	5人	13人	14人	33人
平成27年度	2人	4人	14人	12人	32人

(文部科学省調べ)

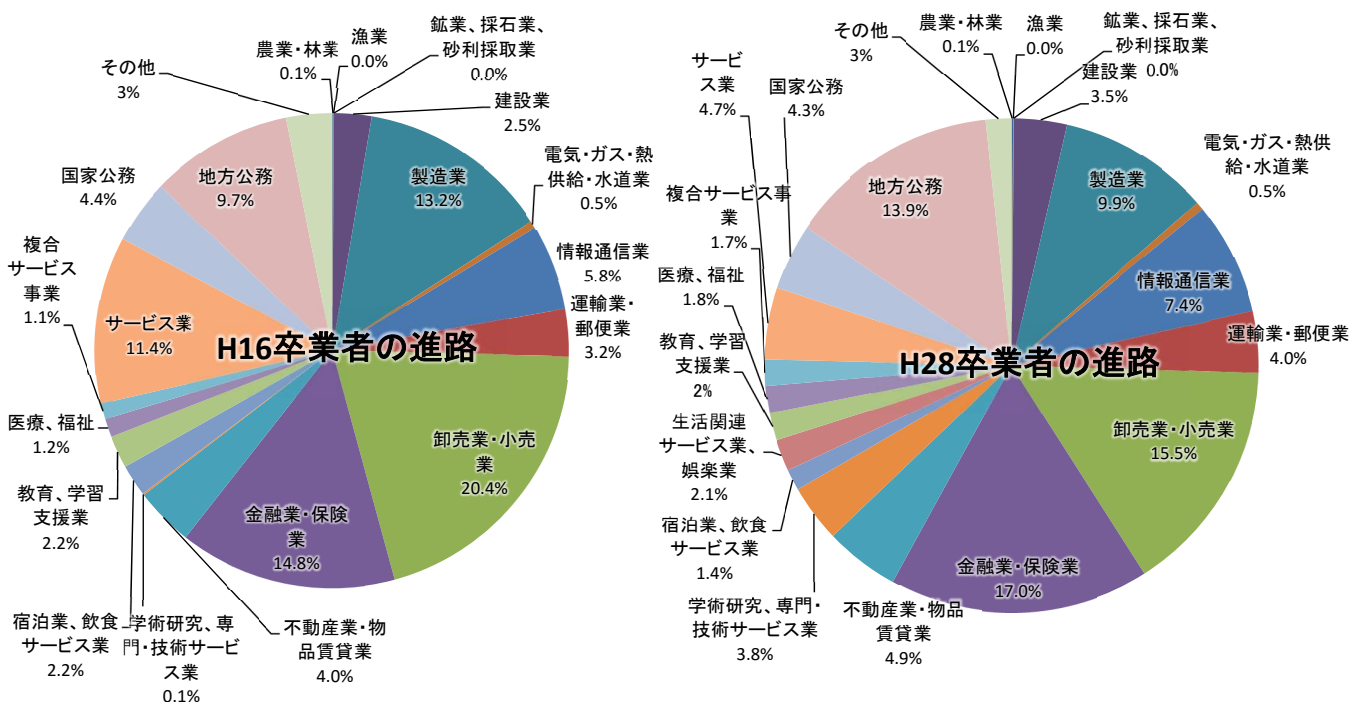
【参考】

○平成28年度の医学部医学科在学者のうち、
編入学者である者の数(平成28年5月1日時点)

年次	在学者数	編入学者数 (在学者数の内数)	編入学者の割合
1-4年	9,059	216	2.3%

法学部卒業者の進路の推移

製造業や情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、公務を中心に、幅広い分野に人材を輩出。



法学部の在り方について①

「司法制度改革審議会意見書 -21世紀の日本を支える司法制度-」(抜粋)

(平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(5) 法学部教育の将来像

法科大学院導入後の法学部教育については、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

現在、全国で93大学に置かれている法学部では、1学年約4万5千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

32

法学部の在り方について②

「法科大学院の設置基準等について(答申)」(抜粋) (平成14年8月5日 中央教育審議会)

3 その他

(3) 法学部教育との関係

法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

(…中略…)

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心とするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

33

法学部の在り方について③

「法曹養成制度検討会議・取りまとめ」(抜粋) (平成25年6月 法曹養成制度検討会議)

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(2) 法曹志願者の減少, 法曹の多様性の確保

(…中略…) 法学部教育も含めた養成期間の短縮, 例えば飛び入学等の積極的な運用も考える。

「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(抜粋)

(平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

2 今後検討すべき改善・充実方策について

(3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

(…中略…)

・法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだものが法科大学院入学者の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。

34

法学部の在り方について④

「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(抜粋)

(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)

III 今後取り組むべき改善・充実方策

3 優れた資質を有する志願者の確保について

特に優れた資質を有すると認められる学部学生については、その習熟度に応じて、学部3年修了後、飛び入学制度を活用して、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに入学させ、法曹として必要な学識や応用能力等を効果的かつ効率的に身に付けることを可能にすることなど、法曹になるための時間的負担の軽減にも配慮した取組を促進すべきである。その際、学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課程上の連携を図ることにより、早期卒業制度の活用をも含め、高等教育における5年一貫の法曹養成教育を確立・充実させることに向けた検討も重要と考える。

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(抜粋)

(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)

第3 法科大学院 2 具体的方策

(3) 経済的・時間的負担の軽減

文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

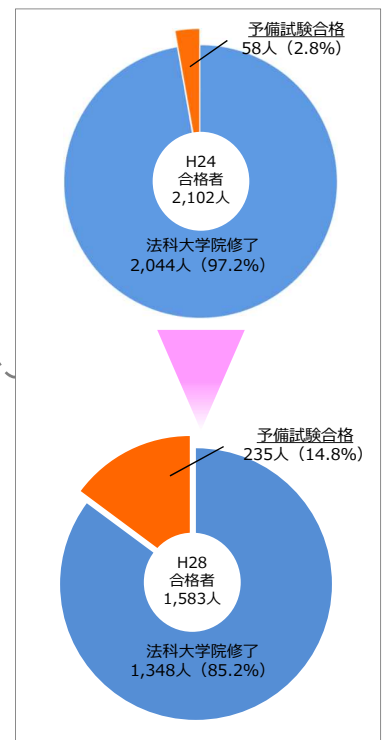
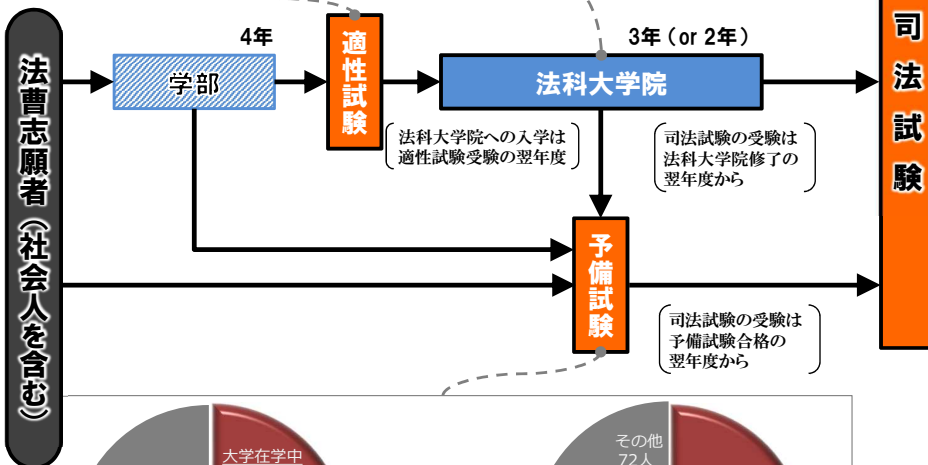
35

4. 予備試験について

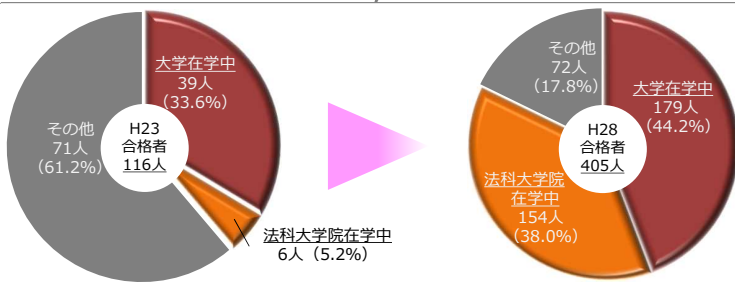
司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
志願者	24,014	22,927	18,446	13,924	11,450	10,370	8,278	8,159
入学者	4,122	3,620	3,150	2,698	2,272	2,201	1,857	1,704
修了者	4,535	3,937	3,459	3,037	2,511	2,190	1,870	—

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実受験者	7,249	5,967	4,945	4,091	3,621	3,286



予備試験資格による司法試験合格者は年々増加しており、全体の約15%を占めるまでになっている

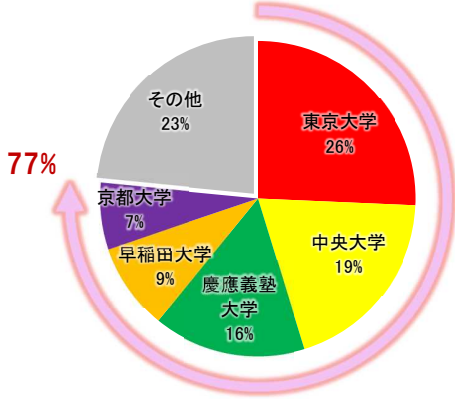


予備試験合格者は年々増加している上、現在では予備試験合格者の多くが学部または法科大学院在学中となっている
 ※属性は試験出願時の自己申告によるもの

平成28年予備試験合格者の実態

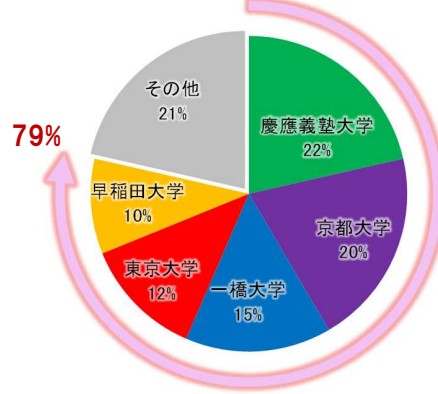
- 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。

出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	46
中央大学	35
慶應義塾大学	28
早稲田大学	16
京都大学	12
その他(15校)	42
合計	179

出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の所属大学の分布

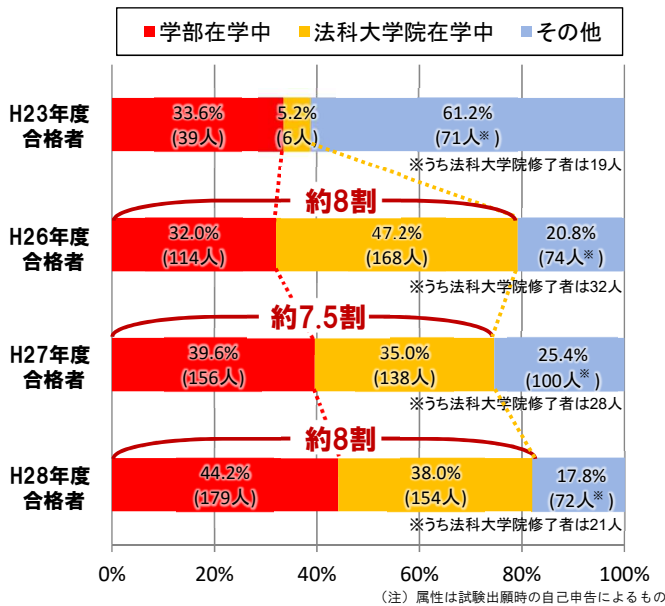


大学名	合格者数(人)
慶應義塾大学	33
京都大学	31
一橋大学	23
東京大学	19
早稲田大学	15
その他(17校)	33
合計	154

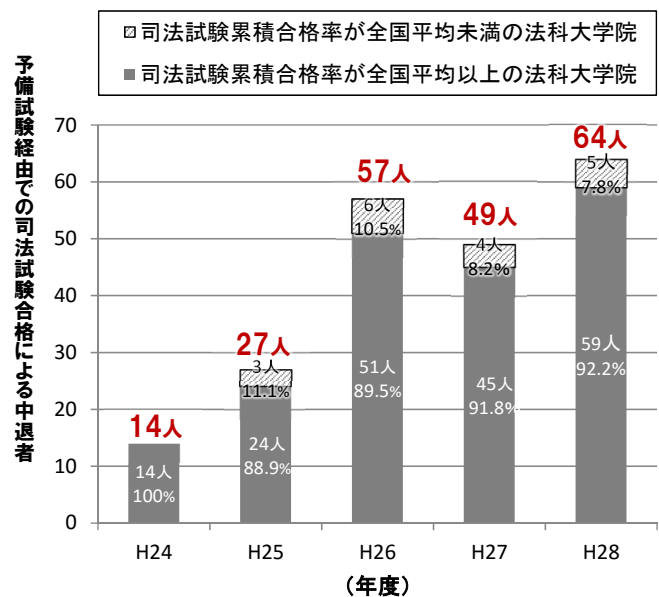
※法務省提供データに基づき作成

予備試験の現状

◎ 予備試験の合格者に占める学部生や法科大学院生の割合や、人数が増加



◎ 司法試験合格率の高い法科大学院において、予備試験・司法試験合格による中退者が増加している



(参考:法曹養成制度改革推進会議決定 第4 司法試験 1 予備試験(抄))

予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき必要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

